

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和5年5月25日

今治市長 徳永 繁樹

1 業務概要

(1) 業務名

今治市地球温暖化対策実行計画策定及び第二次今治市環境基本計画改定等業務委託

(2) 業務の目的

今治市（以下「本市」という。）では、脱炭素社会を構築するために、公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギー導入の検討、災害時におけるエネルギーの多様化・分散化、エネルギー問題に対する地域社会の意識改革を進め、再生可能エネルギー導入の動きを市内全体に拡げていくことを目標に、平成30年3月に「今治市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」が策定され、地球温暖化対策に取り組んでいるが、実行計画期間の終了時期にあたることから見直しの時期となっている。

また、今治市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、「第二次今治市環境基本計画（平成31年3月策定）」に「地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉」の内容が内包されていることから、上位計画との区別が必要と考えられ、今治市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として独立することが望まれている。

同時に、「第二次今治市環境基本計画」については、計画の見直し時期（計画策定後5年経過）にあたることから、施策の実施状況・進捗状況の把握が望まれており、最新の国・県の動向・施策、掲載データについても最新のものに更新することが必要である。

これらを踏まえ、本業務では、「今治市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定、「今治市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定、及び「第二次今治市環境基本計画」の改定等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 計画準備
- ② 今治市地球温暖化対策実行計画の改定等
- ③ 第二次今治市環境基本計画の改定
- ④ アンケート調査
- ⑤ 審議会の開催支援

⑥GX推進協議会(仮)の初回会議の開催支援

⑦GX推進シンポジウム開催支援

⑧打合せ

⑨報告書作成

詳細は、別紙「今治市地球温暖化対策実行計画策定及び第二次今治市環境基本計画改定等業務委託公募型プロポーザル基準仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

2 見積限度額

11,517,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」という。)とする。

(1) 市税等において未納がない者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱(平成17年今治市要綱第18号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

(5) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

(6) 地球温暖化対策実行計画及び環境基本計画策定等の業務実績がある者

5 担当部署

今治市役所 市民環境部 市民環境政策局 環境政策課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1 第2別館8階

TEL: 0898-36-1535

E-MAIL: kankyou@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙「今治市地球温暖化対策実行計画策定及び第二次今治市環境基本計画改定等業務委託公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和5年5月25日（木）から令和5年6月8日（木）午後5時15分まで
ただし、窓口での配布は、配布期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

ア 窓口又は郵送

前記5「担当部署」

イ ホームページ

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyou/>

(3) 配布方法

ア 窓口又は郵送

実施要領、仕様書及び関係書類を1者に1部配布するものとする。
なお、郵送を希望する場合は、料金着払いの小包扱いとするものとする。

イ ホームページ

前記(2)のイのホームページからダウンロードするものとする。

8 参加表明

(1) 提出期間

令和5年5月25日（木）から令和5年6月12日（月）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 実績調書（様式第3号）

エ 今治市税完納証明書（原本）

オ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

カ 登記事項証明書（法人の場合）（原本）

キ 印鑑登録証明書（原本）

ク 申立書（様式第4号）（提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合に提出）

なお、当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関

する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者は、エ～キの書類について、これを省略することができる。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出するものとする。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて書類審査を実施し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和5年6月23日（金）までに通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知書の受領後から令和5年6月30日（金）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第7号）＜別紙にて積算内訳を含む＞

エ 業務実施予定体制（様式第8号）

(4) 企画提案書等作成要領

ア 企画提案書はA4版で作成すること。

イ 仕様書に沿って企画提案書を作成すること。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。

オ 参考見積書は封かんし、事業者名、事業名及び見積書であることを表記して提出すること。

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出

(6) 提出部数

正本1部、副本11部

10 選定方法

選定は、今治市地球温暖化対策実行計画策定及び第二次今治市環境基本計画改定等業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行う。

最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、企画提案力の評価項目の評価点を合算した値が高い提案者を上位とする。

- (2) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定する。
- (3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとする。
- (4) プレゼンテーション審査の実施方法等の詳細については、参加者に対し、別途通知する。

11 選定結果

選定結果を書面により参加者全員に通知する。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することがで

きないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできない。

(2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成する。